

【株式会社発起設立手続の流れ】

①基本事項の決定

別紙「株式会社設立チェックリスト」をご利用ください。

↓ 司法書士と打ち合わせを行います。

②類似商号調査・事業目的の確認

↓ 打ち合わせの際に未確定だった事項が決定しましたらお知らせ下さい。

③印鑑発注

↓ **司法書士の類似商号調査終了後、印鑑を作成して下さい。**
印鑑は通常「代表者印」「銀行印」「角印」の3種類を作成します。

④調印書類に押印

↓ 会社の実印、取締役個人の実印を忘れずにお持ち下さい。

⑤定款認証

↓ 司法書士が代理人として管轄の公証役場で定款の認証を受けます。

⑥出資金の払込

↓ **必ず定款認証後に資本金を金融機関にお振込み下さい。**

[⑦取締役(監査役)の選任]

↓ 定款で役員を定めなかった場合、この時点で取締役(及び監査役)の選任を行います。
選任方法は発起人の議決権の過半数の議決で決定します。

[⑧取締役会開催(取締役会設置会社の場合)]

↓ 取締役会設置会社の場合で定款で役員を定めなかった場合、この時点で取締役会を開催して、代表取締役の選定や本店所在場所の決定などの議事を行います。

⑨取締役(及び監査役)による調査

↓ 選任された取締役及び監査役は、株式払込や現物出資などの手続きが適法に行われたかどうかを調査します。

⑩設立登記申請

↓ 会社設立日に司法書士が管轄の法務局で設立登記申請を行います。

⑪謄本・印鑑証明書の交付申請

↓ 登記完了後、会社登記簿謄本、印鑑証明書を取得します。

⑫許認可申請等

↓ 許認可を必要とする業種はそれぞれの業種の申請窓口で手続を行う必要があります。

千葉県柏市末広町5番21号
グランドルチェ5-601
司法書士 佐藤雄人 事務所
TEL 04-7196-6720
FAX 04-7196-6721
mail info@shiho-sato.com
URL <http://www.shiho-sato.com/>